

栃木県不登校総合対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の公立学校における不登校対策の方向性等について協議するために、栃木県教育委員会に「栃木県不登校総合対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を令和7年度末まで設置する。

(組織)

第2条 委員会は10名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、栃木県教育委員会教育長が任命する者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年支援関係者
- (3) フリースクール関係者
- (4) 保護者
- (5) スクールカウンセラー関係者
- (6) スクールソーシャルワーカー関係者
- (7) 教育支援センター関係者
- (8) 学校関係者
- (9) 市町教育委員会関係者
- (10) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から令和8(2026)年3月31日までとする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、選任の日から令和8(2026)年3月31日までとする。また、補欠の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育政策課教育DX推進室政策企画チームにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6(2024)年6月3日から施行する。